滑川町こども第三の居場所事業運営業務優先交渉者選定にかかる公募型プロポーザル事業者選定実施要領

（目的）
第１条　この要領は、滑川町こども第三の居場所事業運営業務を実施する候補となる事業者（以下「候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザルにおける候補者の選定方法について必要な事項を定める。
（選定委員）
第２条　選定委員は、滑川町が設置する「滑川町こども第三の居場所事業運営業務優先交渉者選定にかかる公募型プロポーザル事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）要領」第２条による委員とする。
（選定委員会）
第３条　候補者を選定するため、選定委員会を開く。選定委員会は委員数の３分の２の出席をもって成立する。
（選定方法）
第４条　選定委員は、公募型プロポーザルの参加事業者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容（以下「企画提案書等」という。）を第５条に定める「評価項目一覧表」に基づき採点し、最高点１者を候補者として選定する。
（評価基準及び採点）
第５条　選定に係る企画提案書等の評価項目、判断の着目点及び評価点は別紙の「評価項目一覧表」のとおりとする。
（選考結果の報告）
第６条　選考委員会は、選考の結果を町長に報告する。
（選考委員会の事務）
第７条　選考委員会に関する事務は、こども福祉主管課が行う。

附　則

この要領は、告示の日から施行し、滑川町こども第三の居場所開設を持ってその効力を失う。

別紙
評価項目一覧表（100点満点）

評価項目	評価の着目点	評価点				
		10点	8点	6点	4点	2点
事業全体の提案について	仕様書に即した運営形態、体制であるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
	本業務の進め方及びスケジュールが適正であるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
児童福祉について	児童福祉関連業務の実績が十分であるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
	児童福祉に関する考え方が適正であるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
事業者に関して	積極性（仕様書以上の提案上積み）がある内容か。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
	適切な相談体制を構築できているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
	提案内容の独自性（創意工夫のある提案内容）があるか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
	地域の実態を把握し、業務に生かせているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
本業務に係る運営予算について	運営予算が合理的で適正な計画となっているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
	運営予算計画が事業の継続性を満たしているか。	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る

・提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより各選考委員が採点する。
・点数は、各選考委員の採点を合計し、全選考委員の平均値で比較する。
・最高得点者が２者以上あった場合は、選考委員会で審議し、候補者を決定する。
・提案事業者が１者の場合は、点数が６割以上（60点以上）である場合に候補者として選定する。